

長浜教務支所で取り扱う事務について

(2024年7月1日より)

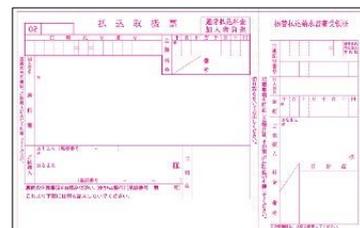
これまでもお知らせしておりますとおり、今年7月1日に長浜教区と京都教区の改編により新教区が発足すると、現在の長浜教務所は「長浜教務支所」となります。長浜教務支所で取り扱う事務については、窓口での現金の収受が原則としてできなくなることにより、宗派経常費のご納金をはじめとして変更となるものがありますので、主な項目について下記のとおりご案内いたします。

1. 宗派経常費・賦課金の納金について

- ・ 8月に各寺院へお送りする「御依頼状」に郵便振替伝票を同封いたします。こちらの伝票をご利用のうえ、最寄りの郵便局で振込み手続きをしてください。

※振込手数料は教務所が負担いたします。

- ・ 入金を確認しましたら、披露状をお送りします。
- ・ 完納証は別途お送りします。
- ・ この郵便振替伝票で納入できるものは、「宗派経常費」と「賦課金（法要御香儀を含む）」です。「長浜・五村両別院経常費」については、従来どおり、長浜別院事務所での現金による納入もしくは長浜別院の金融機関口座への振込みにてご納金ください。



2. 院号・真宗本廟収骨の申請手続きについて

(1) 相続講金「予納」を使用して申請する場合

◆ 従来の申請方法と大きく変わることはありません。

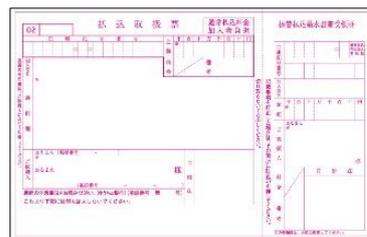
- ① 長浜教務支所窓口申請書を提出してください。
- ② 申請書を受付けましたら、その場で、
 - ・ 相続講金受領証明書
 - ・ 肩衣
 - ・ 真宗本廟収骨証（院号申請の場合はありません）
 - ・ パンフレット『参拝される皆さまへ』（院号申請の場合はありません）をお渡しします。
- ③ 院号申請の場合は、後日、院号法名（切り紙）を郵送します。

(2) 現金の納入を伴う申請の場合

「現金の納入を伴う申請」の例

- ◆ 予納を使用せず、現金で相続講金（8 万円または 12 万円）を納入して申請する場合。
- ◆ 予納残高が不足しているため、不足分の相続講金を現金で納入して申請する場合。
- ◆ 院号法名の再授与・死亡年月日加筆など、願事礼金が必要な申請の場合。 など

- ① 長浜教務支所窓口申請書を提出してください。
- ② 申請書を受付けましたら、相続講金・願事礼金の振込み専用の郵便振替伝票をお渡ししますので、最寄りの郵便局で振込み手続きをしてください。
※振込手数料は教務所が負担いたします。



- ③ 入金を確認できましたら、
 - ・披露状
 - ・肩衣
 - ・真宗本廟収骨証（院号申請の場合はありません）
 - ・パンフレット『参拝される皆さまへ』（院号申請の場合はありません）をお送りします。
- ④ 院号申請の場合は、後日、院号法名（切り紙）を郵送します。

3. 願事の申請・諸届について

(1) 願事礼金が不要なもの

【例】死亡届、責任役員・総代選定届(補欠選定を含む)、登記完了届、出仕願、御遠忌法要執行届 など

◆ 従来の申請方法と大きく変わることはありません。

- ① 長浜教務支所窓口申請書を提出してください。確認のうえ、不備がなければ受理します。
- ② 本山から承認書等が交付されるものについては、後日、京都教務所から寺院宛に郵送します。

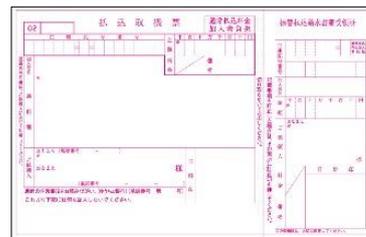
(2) 願事礼金が必要なもの

【例】得度願、住職任命、住職代務者任命、候補衆徒承認、坊守籍簿登録・坊守章許可、帰俗願、僧籍移転、寺族用院号・院号法名御染筆願、寺院用授与物 など

- ① 長浜教務支所窓口申請書を提出してください。確認のうえ、不備がなければ受理します。

- ② 願事礼金の振込み専用の郵便振替伝票をお渡ししますので、最寄りの郵便局で振込み手続きをしてください。

※振込手数料は教務所が負担いたします。



- ③ 本山から承認書等が交付されるものについては、後日、京都教務所から寺院宛に郵送します。

※現金収納事務に関する新教区発足初年度の経過措置について

- ・新教区発足初年度にあたる2024年度は、会計事務を担当する職員が京都教務所から長浜教務支所に、毎月1～2回程度出向します。その日に限っては、長浜教務支所においても現金の収受を伴う事務を取り扱います。
- ・2024年度上半期（7～12月）の長浜教務支所の現金事務取り扱い日は、下記の期日を予定しております。なお、下半期分（2025年1～6月）については、教務所が毎月発行する『教区だより』や新教区のホームページ等でお知らせします。

長浜教務支所 現金事務取り扱い日（2024 年度上半期）

7月22日	(月)	10月15日	(火)
8月 5日	(月)	10月28日	(月)
8月26日	(月)	11月11日	(月)
9月 9日	(月)	11月25日	(月)
9月24日	(火)	12月 9日	(月)
		12月23日	(月)

4. 門徒用授与物・蔵版の授与について

- ・お内仏の御本尊、お脇掛など門徒用授与物や、浄土三部経などの蔵版は、長浜教務支所ではお取り扱いいたしません。授与を希望される際は、事前に京都教務所に電話・メールでご連絡のうえ、京都教務所へお越しください。また、郵送による授与も可能です。その場合、礼金は同封の郵便振替伝票にてお振り込みください。

※振込手数料は教務所が負担いたします。

5. 出版物の頒布について

- ・長浜教務所での出版物頒布は6月21日(金)をもって終了し、新教区発足後も長浜教務支所での出版物頒布は行いません。本山発行の出版物がご入用の際は、「東本願寺出版」のホームページからご注文ください。

【東本願寺出版】 <https://books.higashihonganji.or.jp>

- ・ご希望の書籍を長浜教務支所にご連絡いただき、後日、長浜教務支所で受け取ることもできます。代金は、書籍とともにお渡しする振込用紙にて、コンビニ等でお支払いください。
- ・今後、勤行集（赤本）などに限り、長浜別院事務所にて頒布する予定です。

【京都教務所のご案内】

住 所：〒600-8164 京都市下京区花屋町通烏丸西入る

電 話：075-351-5260

FAX：075-351-5256

メール：kyoto@higashihonganji.or.jp



※本紙に記載のない項目については、本年1～2月に開催しました各組説明会の資料『新教区改編概要Ⅱ 教区及び組の改編に向けて-VOL.4-』の34ページをご参照ください。

※本紙の内容についてご不明な点などがありましたら、長浜教務所（7月1日以降は長浜教務支所）までお問い合わせください。

【発行】長浜教務所 電話：0749-62-0737 FAX：0749-62-0754

メール：nagahama@higashihonganji.or.jp